

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成30監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「公有財産の貸付及び使用許可の手続等について」）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年5月8日

奈良県監査委員 斎藤 信一郎

同 森田 康文

同 西川 均

同 和田 恵治

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
<p>総務部</p> <p>管財課</p>	<p>貸付料の算定について 管財課は、各課が普通財産の貸付をしようとする場合には、事務の透明性を高める観点から貸付料を算定した上で、無償とするか判断すべきであることを通知等に規定するよう検討する必要があると認められる。</p> <p>貸付契約の記載内容について 管財課は、行政財産の使用許可及び公有財産の貸付けに際し、原状変更の禁止について各課が契約条項とするように同通知の内容を各課に周知徹底する必要があると認められる。</p> <p>貸付契約における自動更新について 管財課は、貸付契約における自動更新条項についての要件等を通知等に規定する必要があると認められる。</p> <p>普通財産の貸付契約に係る更新時の検討事項を文書で記録することについて 管財課は、各課が普通財産の貸付契約の更新の際に、引き続き貸付料を無償等とする必要性を検討し、検討内容を文書に記録することを通知等に規定し、普通財産の貸付を所掌する各課に周知徹底する必要があると認められる。</p> <p>使用許可の期間について 管財課は、使用許可の期間の設定について、各課に対して周知徹底する必要があると認められる。</p> <p>使用料の算定について 管財課は、各課が行政財産の使用許可をしようとする場合には、事務の透明性を高める観点から貸付料を算定した上で、全額減免とするか判断すべきであることを通知等に規定するよう検討する必要があると認められる。</p>	<p>事務の透明性を高める観点から、令和2年4月1日以降を貸付期間とする普通財産の貸付を行う場合には、貸付料を免除する場合であっても貸付料を算定することとし、財産管理の適正化を図った。</p> <p>奈良県公有財産規則第二十条では、行政財産の使用許可及び公有財産の貸付を行うに際し、原状変更を禁止する旨規定しているが、当該条項を契約条項としていない貸付契約が存在したことから、当該規定について再度通知し、再発防止を図った。</p> <p>自動更新条項を設ける場合はその必要性を十分に検討すると共に、既に当該条項を設けている場合は、契約で定める期日までに、貸付期間更新の可否及び貸付内容変更の有無、並びに貸付料を減免している場合には、減免基準等に適合しているかどうかについて十分に検討することとし、財産管理の適正化を図った。</p> <p>貸付料を減免の上貸付を行っている場合で、更新を行う際には、減免の条件に適合しているかどうかを十分に検討するとともに、検討内容は確実に文書に記録することで事後的な検証が行えることとするよう各課宛通知し、財産管理の適正化を図った。</p> <p>行政財産の目的外使用許可の期間は通常1年以内を原則とし、その用途又は目的により許可期間を延長する必要がある場合は2年を限度としているが、当該期間を超える使用許可が存在したことから、当該規定について再度通知し、再発防止を図った。</p> <p>事務の透明性を高める観点から、令和2年4月1日以降を許可期間とする行政財産使用許可を行う場合には、使用料を免除する場合であっても、使用料を算定することとし、財産管理の適正化を図った。</p>

部局及び所属名	監 査 結 果	措置の内容
	<p>行政財産の使用料の減免の条件の一層の明確化について 管財課は、具体的にどのようなものが減免通知に定める条件の「上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合」に該当するのか、具体例及びより詳細な条件を示し、減免の取扱いを明確にするよう検討する必要があると認められる。</p> <p>使用許可の使用料に係る検討事項を文書に記録することについて 管財課は、各課が同じ相手方に、同じ内容の使用許可をする場合でも、その都度使用料を減免することの必要性を検討し、いつ、どのような検討をしたかわかるよう、その検討内容を文書に記録することを通知等に規定し、行政財産の使用許可を所掌する各課に周知徹底する必要があると認められる。</p> <p>貸付料の算定について 管財課は、各課が行政財産の貸付をしようとする場合には、事務の透明性を高める観点から貸付料を算定した上で、無償とするか判断すべきであることを通知等に規定するよう検討する必要があると認められる。</p> <p>貸付料又は使用料を無償とし又は減額する手続の明確化について 管財課は、貸付又は使用許可を所掌する各課における事務処理の状況、無償等とし又は減免する場合の基準の適用状況、無償等とし又は減免している件数、金額等を踏まえて、公有財産の貸付又は使用許可に係る無償等とし又は減免する手続等を明確化するための方策を講ずる必要があると認められる。</p> <p>貸付料又は使用料を無償とし又は減免している状況の公表について 管財課は、各課が貸付又は使用許可に当たって、貸付料又は使用料について一定額以上を無償とし又は減免している場合には、その状況をホームページで公表する等、透明性の確保を図ることを検討する必要があると認められる。</p>	<p>「上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合」を条件として減免を行う場合の具体例を示し、減免の取扱いについて明確にすることで、財産管理の適正化を図った。</p> <p>行政財産使用料を減免の上使用許可を行っている場合で、更新を行う際には、減免の条件に適合しているかどうかを十分に検討するとともに、検討内容は確実に文書に記録することで事後的な検証が行えることとするよう各課宛通知し、財産管理の適正化を図った。</p> <p>事務の透明性を高める観点から、令和2年4月1日以降を貸付期間とする行政財産の貸付を行う場合には、貸付料を免除する場合であっても、貸付料を算定することとし、財産管理の適正化を図った。</p> <p>行政財産使用許可及び行政財産、普通財産の貸付手続を以下により明確化することで、財産管理の適正化を図った。 ・令和2年4月1日以降を許可、貸付期間とする行政財産使用許可又は行政財産、普通財産の貸付を行う場合には、使用料又は貸付料を免除する場合であっても、その算定を行うこととした。 ・使用料又は貸付料を減免の上使用許可、貸付を行っている場合で、更新を行う際には、減免の条件に適合しているかどうかを十分に検討するとともに、検討内容は確実に文書に記録することで事後的な検証が行えることとするよう各課宛通知した。 ・「上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合」を条件として減免を行う場合の具体例を示し、減免の取扱いについて明確にした。</p> <p>令和2年4月1日以降を許可、貸付期間とする行政財産使用許可又は行政財産、普通財産の貸付を行う場合には、使用料又は貸付料を免除する場合であっても、その算定を行うこととし、当該内容を基に、令和3年度より貸付料及び使用料の減免状況をホームページで公表する予定である。</p>